

一般財団法人なら建築住宅センター確認検査手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人なら建築住宅センター確認検査業務規程第47条第1項に基づき、一般財団法人なら建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務の手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認手数料)

第2条 建築物の確認手数料は、確認1件につき、別表【第1】に掲げるとおりとする。

2 建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査（以下「ただし書き審査」という。）を要する建築物を含む場合の確認手数料は、別表【第2】に掲げる審査手数料を前項の規定による確認手数料に加算した額とする。ただし書き審査を要する建築物の審査手数料については、棟毎（エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分はそれぞれ別の建築物とする。）に適用する。

3 確認申請に係る建築計画が、建築基準法施行令（昭和25年政令338号。以下「令」という。）第129条の2第1項に規定する避難安全検証法等別表【第3】に掲げる設計方法による場合の確認手数料は、適用する設計方法に応じた審査手数料を第1項の規定による確認手数料に加算した額とする。

4 第1項の規定により適用する別表【第1】の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

(1) 建築物を建築（移転を除く。（2）号及び（3）号において同じ。）する場合は、当該建築に係る部分の床面積とする。

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。

(3) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンター以外の者から受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積と当該変更に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積とする。

(4) 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。

(5) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。

(6) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンター以外の者から受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積と当該変更に係る部分以外の部分の床面積の2分の1の面積を合計した面積とする。

5 第2項の規定により適用する別表【第2】の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合は、当該建築、修繕又は模様替に係る建築物の床面積とする。

(2) ただし書き審査を含む確認を受けた建築物の計画を変更して建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合は、当該変更に係

る建築物の床面積（増加する部分がある場合は、その部分の床面積に、2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）の2分の1とする。

(3) ただし書き審査を含まない確認を受けた建築物の計画を変更してただし書き審査に係る建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合は、第(1)号に定める床面積とする。

6 第3項の規定により適用する別表【第3】の対象床面積の合計は、適用する設計方法に係る建築物の床面積の合計を「対象床面積」と読み替えて適用する。ただし、第4項第(2)号に該当するもので、別表【第3】に掲げる設計方法に係る建築物の部分において、変更がない場合は、第3項の規定を適用せず、変更後において第3項の規定に該当することとなる場合においては、第4項中「床面積の2分の1」とあるのを「対象床面積」と読み替えて、同表各欄の括弧内に掲げる額を適用する。

(既存不適格建築物への遡及適用がある増築等の確認手数料)

第2条の2 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用がある確認を要する増築又は改築（以下「増築等」という。）の確認申請に係る手数料は、当該確認申請における増築等に係る建築物の床面積の合計と、当該遡及適用される建築物の部分の床面積の合計の面積を合計した面積により、別表【第1】を適用する。

2 前項の規定に係る遡及適用される建築物の部分が判定を要する建築物である場合においては、当該遡及適用される建築物の部分は新たに建築される部分とみなして、前条第2項及び第5項を適用する。

3 既存の建築物の部分と合わせて別表【第3】に掲げる設計方法による増築等の確認手数料は、既存の建築物の部分を含む当該設計方法が適用されている建築物の床面積の合計を対象床面積として、前条の規定を適用する。

(建築設備に関する確認手数料)

第3条 法第6条第1項第1号から第3号の建築物に設置する昇降機（第3項のホームエレベーター及び小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。）の確認手数料（直前の確認をセンター以外の者から受けている場合の計画の変更を含む。）は、確認1件につき、別表【第4】の1(1)に掲げるとおりとする。

2 確認を受けた前項の昇降機の計画を変更する場合の確認手数料（直前の確認をセンターから受けている場合の計画の変更に限る。）は、別表【第4】の2(1)に掲げるとおりとする。

3 法第6条第1項第1号から第3号の建築物に設置するホームエレベーター及び小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられている室の床面より50cm未満の小荷物専用昇降機に限る。以下同じ。）の確認手数料（直前の確認をセンター以外の者から受けている場合の計画の変更を含む。）は、確認1件につき、別表【第4】の1(2)に掲げるとおりとする。

4 確認を受けた前項のホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の計画を変更する場合の確認手数料（直前の確認をセンターから受けている場合の計画の変更に限る。）は、別表【第4】の2(2)に掲げるとおりとする。

(工作物に関する確認手数料)

第4条 令第138条第1項及び第3項（第2号を除く。）に規定する工作物の確認手数料（直前の確認をセンター以外の者から受けている場合の計画の変更を含む。）は、確認1件につき、別表【第5】イ表 1に掲げるとおりとする。

2 確認を受けた前項の工作物の計画を変更する場合の確認手数料（直前の確認をセンターから受けている場合の計画の変更に限る。）は、別表【第5】イ表 2に掲げるとおりとする。

3 令第138条第2項第1号に規定する工作物の確認手数料（直前の確認をセンター以外の者から

受けている場合の計画の変更を含む。)は、確認1件につき、別表【第5】ロ表 1に掲げるとおりとする。

- 4 確認を受けた前項の工作物の計画を変更する場合の確認手数料(直前の確認をセンターから受けている場合の計画の変更に限る。)は、別表【第5】ロ表 2に掲げるとおりとする。
- 5 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物の確認手数料(計画の変更を含む。)は、確認1件につき、別表【第5】ハ表 1に掲げるとおりとする。
- 6 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関する確認手数料は、第2条第4項中「床面積の合計」とあるのを「築造面積の合計」と読み替えて、別表【第1】を適用する。

(建築物に関する中間検査手数料)

第5条 建築物の中間検査手数料は、中間検査1件につき、直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けた建築物の場合、別表【第6】に掲げるとおりとする。また、直前の確認済証又は中間検査合格証をセンター以外の者から受けた建築物の場合、別表【第6】に掲げる手数料に別表【第1】に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は中間検査前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

- 2 前項の規定により適用する別表【第6】の床面積の合計は、構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とする。
- 3 工区分け等により段階的に中間検査を受けようとする場合は、当該工区分けをした部分の構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とする。
- 4 センターが中間検査を行ったもので、手直し工事等により再検査を行う場合の追加手数料は、別表【第6】に掲げる手数料の2分の1を限度に徴収することができる。

(建築物に関する完了検査手数料)

第6条 建築物の完了検査手数料は、完了検査1件につき、直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書をセンターから受けた建築物の場合、別表【第7】に掲げるとおりとする。また、直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書をセンター以外の者から受けた建築物の場合、別表【第7】に掲げる手数料に別表【第1】に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

- 2 前項の規定により適用する別表【第7】の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築(移転を除く。)する場合は、当該建築に係る部分の床面積とする。
 - (2) 建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1とする。
- 3 センターが完了検査を行ったもので、検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行う場合の追加手数料は、別表【第7】に掲げる手数料の2分の1を限度に徴収することができる。

(建築設備に関する完了検査手数料)

第7条 昇降機の完了検査手数料は、完了検査1件につき、直前の確認をセンターから受けた昇降機の場合、別表【第4】の3(1)に掲げるとおりとする。また、直前の確認をセンター以外の者から受けた昇降機の場合、別表【第4】の3(1)に掲げる手数料に別表【第4】の1(1)に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

2 ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の完了検査手数料は、完了検査1件につき、直前の確認をセンターから受けたホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の場合、別表【第4】の3(2)に掲げるとおりとする。また、直前の確認をセンター以外の者から受けたホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の場合、別表【第4】の3(2)に掲げる手数料に別表【第4】の1(2)に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

3 センターが前2項の完了検査を行ったもので、検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行う場合の追加手数料は、別表【第4】の3(1)又は(2)に掲げる手数料の2分の1を限度に徴収することができる。

(工作物に関する完了検査手数料)

第8条 令第138条第1項及び第3項(第2号を除く。)に規定する工作物の完了検査手数料は、完了検査1件につき、直前の確認をセンターから受けた工作物の場合、別表【第5】イ表 3に掲げるとおりとする。また、直前の確認をセンター以外の者から受けた工作物の場合、別表【第5】イ表 3に掲げる手数料に別表【第5】イ表 1に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

2 令第138条第2項第1号に規定する工作物の完了検査手数料は、完了検査一件につき、直前の確認をセンターから受けた工作物の場合、別表【第5】ロ表 3に掲げるとおりとする。また、直前の確認をセンター以外の者から受けた工作物の場合、別表【第5】ロ表 3に掲げる手数料に別表【第5】ロ表 1に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

3 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物の完了検査手数料は、完了検査一件につき、直前の確認をセンターから受けた工作物の場合、別表【第5】ハ表 2に掲げるとおりとする。また、直前の確認をセンター以外の者から受けた工作物の場合、別表【第5】ハ表 2に掲げる手数料に別表【第5】ハ表 1に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

4 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫の完了検査手数料は、完了検査1件につき、直前の確認をセンターから受けた自動車車庫の場合、第6条第2項中「床面積の合計」とあるのを「築造面積の合計」と読み替えて別表【第7】を適用する。また、直前の確認をセンター以外の者から受けた自動車車庫の場合、前段で読み替えて適用する別表【第7】に掲げる手数料に、第4条第6項で読み替えて適用する別表【第1】に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

5 センターが前4項の完了検査を行ったもので、検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行う場合の追加手数料は、別表【第5】イ表 3、ロ表 3、ハ表 2又は前項前段で読み替えて適用する別表【第7】に掲げる完了検査手数料の2分の1を限度に徴収することができる。

(仮使用認定手数料)

第9条 建築物の仮使用認定手数料は、仮使用認定1件につき、直前の確認又は中間検査をセンターから受けた建築物の場合、別表【第9】に掲げるとおりとする。また、直前の確認又は中間検査をセンター以外の者から受けた建築物の場合、別表【第9】に掲げる仮使用認定手数料に別表【第1】に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は仮使用認定に係る現場確認前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

2 別表【第9】の床面積の合計は、仮使用に係る部分の床面積の合計とする。ただし、直前の仮使用認定をセンターで受けている場合は、次の各号に定める床面積を除く。

(1) 直前の仮使用認定を受けている部分が、今回仮使用認定を受けようとする部分と同一棟である場合は、当該仮使用認定を受けている部分の床面積の2分の1。

(2) 直前の仮使用認定を受けている部分が、今回仮使用認定を受けようとする部分と別棟である場合は、当該仮使用認定を受けている部分の床面積の全部。

3 昇降機の仮使用認定手数料は、第7条第1項の規定を準用する。

4 ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の仮使用認定手数料は、第7条第2項の規定を準用する。

5 令第138条第3項に規定する製造施設等の工作物の仮使用認定手数料は、第8条第1項の規定を準用する。

6 令第138条第2項第1号に規定する観光用の乗用エレベーター等の工作物の仮使用認定手数料は、第8条第2項の規定を準用する。

7 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する遊戯施設等の工作物の仮使用認定手数料は、第8条第3項の規定を準用する。

8 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫の仮使用認定手数料は、第8条第4項の規定を準用する。

9 仮使用認定の申請において、第1項又は第3項から第8項の規定に基づく仮使用認定手数料を一律に適用しがたい場合は、当該申請に係る仮使用認定手数料の額は、別に理事長が定める。

(追加説明書の審査手数料)

第10条 完了検査申請に係る建築物、建築設備又は工作物について、確認を受けた計画を変更(建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。)した場合の追加説明書の審査手数料は、第2条第4項(2)号、第3条第2項若しくは第4項又は第4条第2項若しくは第4項の規定を適用する。

(遠隔地における検査手数料の加算)

第11条 中間検査、完了検査又は仮使用認定を行う場所が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める遠隔地検査手数料を加算する。

(1) 宇陀郡(曾爾村、御杖村) 吉野郡(川上村、東吉野村)

遠隔地検査手数料 5,000円

(2) 吉野郡(天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、十津川村)

遠隔地検査手数料 8,000円

(手数料の減額)

- 第12条 第2条から第4条の申請に関し、申請者が電子申請ファイルにより申請を行う場合は、それぞれ第2条から第4条までに規定する手数料から1,000円を減額する。
- 2 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。
- (1) 4件以上の確認申請で建築(築造)場所が同所(同一団地内等)、かつ申請に係る建築物等の用途、構造及び規模がほぼ同一の場合で、同時申請された確認申請は、別表【第8】の1(1)に掲げる額とする。
- (2) 4件以上の中間検査又は完了検査の実施日が同日、検査場所が同所(同一団地内等)、かつ検査に係る建築物等の用途、構造及び規模等がほぼ同一の場合で、同時申請された中間検査又は完了検査申請は、別表【第8】の1(2)に掲げる額とする。
- 3 センターが適合証明の設計検査を同時に行う場合の確認手数料の減額は、別表【第8】の2に掲げる額とする。
- 4 センターが瑕疵担保責任保険の躯体検査、適合証明の中間現場検査若しくは竣工現場検査又は住宅性能評価の竣工検査(以下「関連業務の検査」という。)を同時に行う場合の中間検査又は完了検査手数料の減額は、別表【第8】の3(1)又は(2)に掲げる額とする。
- 5 平成28年4月以降に造成工事が完成した一体の団地内において、同一事業者(施工者)が住宅を20戸以上建設するため、センターに確認申請を提出される場合の完了検査手数料の減額は、別表【第8】の4に掲げる額とする。
- 6 建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)のうち、次の各号に掲げる建築物等の確認手数料は、それぞれに定める手数料の2分の1とする。
- (1) 災害により滅失し、または損壊のため、当該発生の日から6ヶ月以内に確認申請が提出された建築物等
- (2) センターが特別の理由があると認めた建築物
- 7 理事長が別途必要と認める場合、それぞれに定める手数料を減額することができる。

附則

この規程は平成20年1月1日から施行する。

経過措置

この規程の施行の際に確認済証の交付又は確認申請書を受付(契約)しているものは、当該確認申請物件に係る中間検査手数料及び完了検査手数料の適用については、なお従前の例による。

附則

この規程は平成20年7月18日から施行する。

経過措置

旧手数料に比べて増額となっている手数料は、平成20年10月1日以降の確認申請(平成20年9月30日までに事前審査願を受け付けたものを除く。)引受分から適用する。また従前の確認手数料による計画変更の確認手数料は、従前の例による。

注 意

中間検査及び完了検査におけるクロス申請については、中間又は完了検査前に法適合性を確保するために念のため申請に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合していることの再チェックを行います。つきましては、検査日までに再チェックができない場合は、中間検査又は完了検査をお引き受けできない場合があります。

附則

この規程は平成21年1月1日から施行する。

附則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年6月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年7月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年10月11日から施行する。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成31年4月19日から施行する。

経過措置

確認手数料については、平成31年4月19日以降の確認申請（平成31年4月18日までに事前審査願を受け付けたものを除く。）引受分から適用する。また、従前の確認手数料による計画変更の確認手数料は、従前の例による。

留意事項

追加説明書の審査手数料は、平成31年4月19日以降の検査申請引受分から適用する。また、当該手数料は確認申請引受時の計画変更の手数を適用する。